

大分県立看護科学大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程

平成20年2月1日

規程第 89 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）大学院において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、当該奨学金の返還免除の候補者（以下「候補者」という。）として推薦すべきものの選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 候補者の選考は、次条の評価等により、本学教育研究審議会（以下「審議会」という。）が行う。

(評価基準及び評価者)

第3条 評価は、別表「返還免除候補者の選考に係る評価基準」に基づき行う。

2 評価は、審議会が選出した3名以上の評価者の合議により行う。

3 評価者の代表者は、評価結果を審議会に報告するものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

(別表)

返還免除候補者の選考に係る評価基準

第1 この基準は、日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けた大学院生のうち、貸与の始期が平成18年4月1日以後であり、かつ業績優秀者返還免除申請書（機構が定める様式）を提出した者に適用する。

第2 候補者の選考は、選考に係る学生の大学院における教育研究活動等に関する次表左欄に掲げる業績及び大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表右欄の評価項目により、総合的に評価して決定する。

業績の種類	評価項目
学位論文、その他研究論文	1 学位論文の審査結果 2 学会等から受けた賞と件数 3 学会誌に掲載された研究論文等と件数 4 学術誌に掲載された研究論文等と件数 5 学会等で発表された研究論文等と件数
著書、データベースその他の著作物（以下、「著書等」という。）	1 著書等の業績 2 学会等から受けた賞の件数
発明	1 特許出願の内容と件数および取得した特許権の内容と件数 2 実用新案登録出願の内容と件数および実用新案登録の内容と件数
授業科目の成績	1 講義、演習等の成績 2 大分県立看護科学大学大学院学則第35条第1項に掲げる優れた業績を上げ、修業年限の短縮を認められた場合（大学院博士課程（前期）） 3 大分県立看護科学大学大学院学則第35条第2項に掲げる優れた研究業績を上げ、修業年限の短縮を認められた場合（大学院博士課程（後期）） 4 大分県立看護科学大学大学院学則第41条により表彰された場合
研究又は教育に係る補助業務の実績	1 ティーチングアシスタント等の補助業務の実績
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	1 ボランティア活動の実績 2 社会貢献活動の実績